

高齢者が安心して暮らせるまちに



▲認知症の人やその家族など誰もが参加できる憩いの場「ささゆりカフェ」

■四つの柱による基本体系 — 高齢者福祉計画(案) —

1. 高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らす

- 高齢者がいつまでも元気で生きがいを持って暮らしていくため、老人クラブの活動の支援や郷土の先人佐藤一斎の「三学の精神」に基づいた生涯学習活動などを推進します。
- 高齢者の労働や社会活動を推進するため、シルバー人材センターの支援や学校教育における地域講師、まちづくり活動への参加など、地域社会で活動する場をつくり出します。



▲地域の学校で異世代間交流

2. 高齢者がいつまでも元気に暮らす

- 早期からの介護予防を推進するため、それぞれの年代に合わせた健康づくりを促進し、壮年期から生活習慣病の予防や健康に関する正しい情報の提供、健康相談、生活習慣改善支援などを行います。
- 高齢者の閉じこもり防止や介護予防の推進をするため、いきいき教室の開催やふれあいサロン活動への支援、おしゃべりパートナーの派遣、介護予防や認知症予防の知識や活動の普及と啓発、回想法を活用した事業などの実施を行います。



▶健康を支援する教室

3. 住み慣れた地域で安心して暮らす

- 見守りが必要な高齢者を地域で支える仕組みづくりや、介護が必要になっても安心して暮らし続けられるよう保健と医療、福祉、地域などが連携し、目的に応じた柔軟な対応ができる地域包括ケアシステムを構築します。
- 支援が必要な高齢者の個々の状況に応じたサービスを提供するため、軽度生活支援やお元気見守り食事サービス、訪問理容・美容サービス、寝具消毒乾燥サービスなどを行います。
- 安心して安全な生活環境を整備するため、高齢者の住宅改善への助成や地域での移送サービス活動の支援、緊急通報システムの設置、災害時における高齢者支援体制の充実などを行います。
- 認知症を正しく理解し社会全体で認知症の人とその家族を支援していくため、認知症サポーターの養成や認知症講演会、認知症支援の人材育成、若年性認知症に対する支援、認知症カフェ、徘徊高齢者の位置を探索する端末機の貸し付けなどを行います。
- 認知症などにより判断能力が十分でない高齢者の権利を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進、介護保険施設などへの介護相談員の派遣などを行います。

4. 介護を受けながら安心して暮らす

- 介護が必要な高齢者が状態に応じたきめ細かなサービスを受けるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)などの地域密着型サービスなどを充実していきます。
- 介護者を支援するため、介護者交流事業や認知症の人の家族のつどいなどの開催、介護用品の購入助成など、介護者の精神的、身体的、経済的負担の軽減を図ります。

■基本理念は「安心と生きがいのある高齢者福祉の充実」

市の人口が減少傾向の中、65歳以上の高齢者人口は今後も増加し続け、平成29年度の高齢化率は33・1％に達することが予測されています。

高齢化に伴い、介護保険事業の要介護認定者は増加し、介護保険サービスを充実することによって、介護給付費も年々上昇しています。

今後、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加していくと考えられ、身

「高齢者福祉計画」は、高齢者の福祉に関する総合的な計画です。「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となる介護サービスに関する計画です。この二つの計画は、高齢化の進行や、医療・福祉制度など社会的な変化を踏まえ、3年間を1期として見直しをしています。

ここでは、来年度から平成29年度までの第6期計画(案)の概要をお知らせし、皆さんからの意見を募集します。

□問い合わせ 高齢福祉課 26-2111 (内線161)

近な地域での見守りや支え合い、認知症支援の充実が必要です。また高齢者がいつまでも元気で生きがいを持って地域で活躍でき、高齢者同士が支え合う地域づくりが急務となっています。

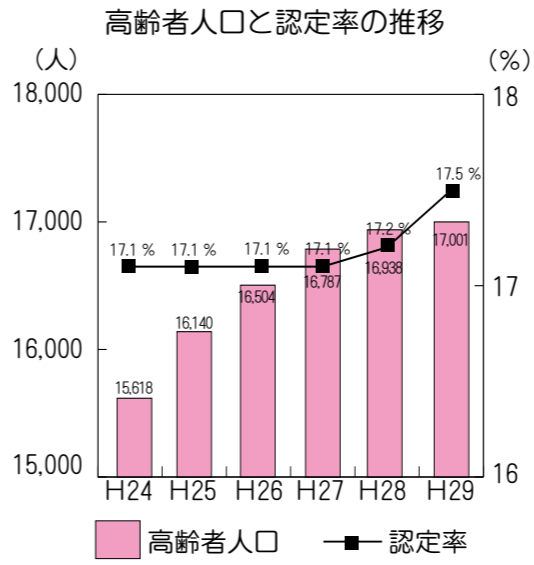
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「安心と生きがいのある高齢者福祉の充実」を基本理念とした、高齢者福祉施策と介護保険事業の充実を目指します。そのため、高齢者の要望や状態の変化に応じた「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」の五つの

サービスを切れ目なく提供します。

計画の作成に当たっては、市民の代表や学識経験者、医療・保健・福祉関係者で組織する「市介護保険事業計画策定委員会」で検討してきました。また各町で、地域ケア推進会議の開催や介護保険の対象となる市民、介護給付を受けていない75歳以上の高齢者、介護サービス事業所、介護支援専門員などに調査。事業に対することや高齢者を取り巻く地域社会の現状などの意見を計画策定の参考にしていきます。

高齢者人口は年々増加

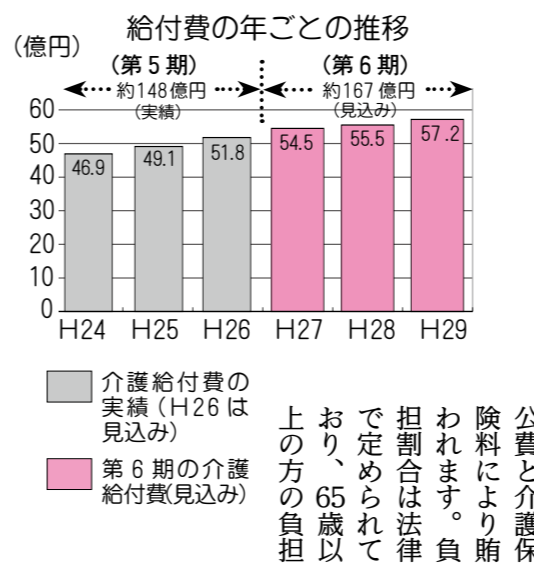
左図は市内の高齢者(65歳以上)の人口の推移と、そのうち介護を必要とする要介護・要支援認定を受けた方の割合の推移を示しています。高齢者人口は、本年度と比べると3年後の平成29年度には、497人増え、1万7千人ほどに上昇すると予想されます。団塊の世代が65歳以上になり、高齢者人口の増加に比べ認定率はそれほど上昇していませんが、今後高齢化が進むにつれ、認定率も上昇していくと予想されます。



この先、高齢者人口と認定率の上昇に伴い、介護保険の需要は、さらに高まる見込みです。

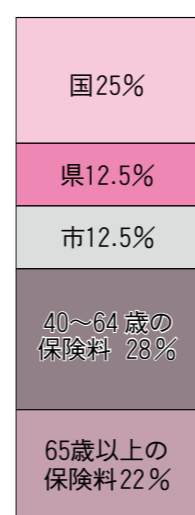
増え続ける給付費

介護保険事業計画では、3年ごとに介護サービスに必要なお金を見込み、65歳以上の方の介護保険料を決定しています。介護サービスに必要なお金のうち、1割か2割の自己負担額を除いた分を給付費と言います。給付費は年々増加傾向にあります。第6期からは、一定以上の所得がある利用者の自己負担の見直しなどで費用負担の公平化が行われます。第6期の給付費は、認定者数の推移や介護報酬の見込みなどから、次のように推計されます。



第6期は第5期に比べ総額で、約19億円増の約167億円と試算されました。この給付費は、公費と介護保険料により賄われます。負担割合は法律で定められており、65歳以上の方の負担

給付費の負担割合



する割合は、本年度までは給付費の21%でしたが、来年度から22%になります。今後は、国の方針により、介護報酬の改定があり、報酬の増減に伴い給付費の見込みも変更となります。

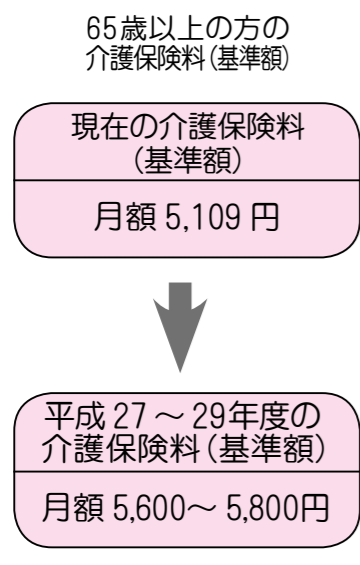
介護保険制度の改正を踏まえ策定

国では来年度から次のような介護保険制度の改正が行われます。
 ①予防給付(訪問・通所介護)の地域支援事業への移行
 ②特別養護老人ホームの中重度者への重点化
 ③低所得者の1号保険料の軽減強化
 ④一定以上の所得のある利用者の自己負担の見直し
 ⑤補足給付の見直し
 ⑥地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しなど
 市では、これらの改正を踏まえ、介護保険事業計画を策定しています。

介護保険料は9割の増額

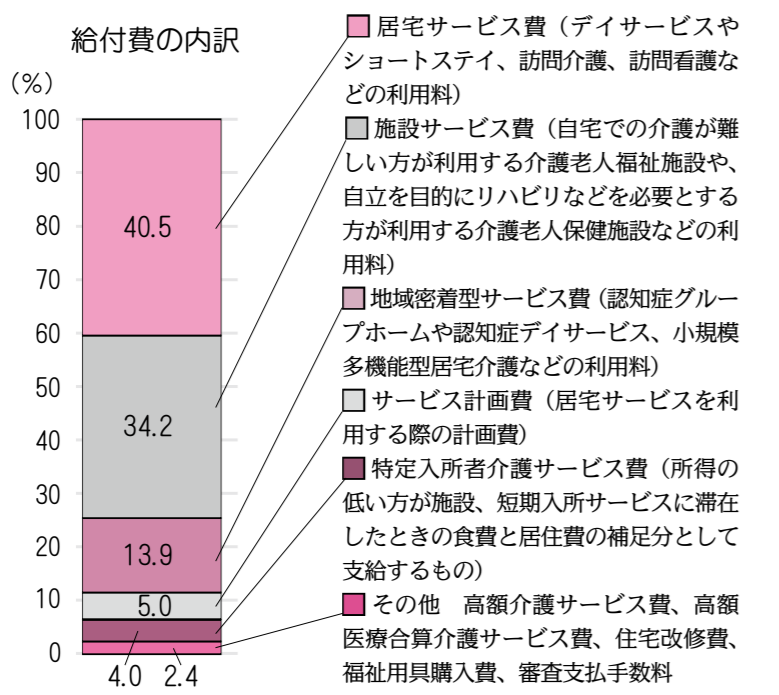
65歳以上の方の介護保険料は、市町村ごとで決定されます。現在、本市の65歳以上の方の介護保険料は、基準額で月額5,109円です。基準額とは、平均的な所得の方の介護保険料です。次期(第6期)の介護保険料は、介護サービス利用者の増や、65歳以上の方の負担割合が21から22%に上がることで、新規施設の開設による給付費の増加などから、介護保険料の値上げが必要になります。基金の取り崩しなどを行い大幅な値上げは抑える予定ですが、介護保険料は基準月額5,600~5,800円(約9割の増額)程度になる見込みです。

1人1人の介護保険料は、本人の所得と、同じ世帯の方が市民税課税か非課税かによって決定します。来年度からの介護保険料は、所得により10段階に分け、所得の低い方は基準額より低くなり、高い方は高くなります。



介護保険料の9割以上を給付費に使用

昨年度、65歳以上の方が支払った介護保険料は、約9億9千万円で、全てが介護保険事業に充てられました。その大部分は、利用した介護サービスの1割の自己負担額を除いた額に当たる給付費に使われました(左のグラフ参照)。また、要介護状態にならないよう介護予防を行ったり、高齢者の権利擁護や、家族介護の支援などを行ったりする地域支援事業にも使われています。平成25年度のこの事業費は、約1億1千万円でした。



計画(案)への意見を

市では、市民の意見を計画に反映させるため、高齢者福祉計画(案)と介護保険事業計画(案)についての意見を募集します。計画案は、高齢福祉課や本庁舎情報公開コーナー、各振興事務所、市中央図書館で閲覧できます。市ウェブサイト(<http://www.city.ena.lg.jp/>)にも掲載しています。

□締め切り 2月3日(火)
 □募集方法 本紙(1月1日号など)に折り込みの広報直通便や官製はがきなどの郵便、ファクス、電子メールで、①氏名②住所③連絡先を明記し、お寄せください。見出しは、「高齢者福祉計画」などとしてください。
 問 高齢福祉課 〒509-7292(住所不要) ☎26-2111(内線161) ☎25-7294 ✉koureifukushi@city.ena.lg.jp